

負担限度額認定申請の注意事項

1. 提出書類

(1) 介護保険負担限度額認定申請書

記入例を参考にしながら、記入押印してください。

裏面の同意書にも記入押印をお願いします。

(2) 預貯金等の資産の額がわかる書類

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額の合計と添付書類の合計が合致していることを確認ください。

※預貯金等の資産の額がわかる書類とは・・・

対象となる資産の種類	添付書類の内容
預貯金（普通・定期）	直近の残高がわかる通帳の写し（2か所） ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高のページ (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・投資信託など）	証券会社や銀行、信託銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金（タンス預金）	申請書にその額を記入

生命保険、自動車、宝石、絵画、骨董品など、時価評価額の把握が難しいものは対象外です。

申請した内容に不正等があった場合には、それまでに受けた利用者の負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求める場合があります。

決定した負担限度額についての通知は、住民票の住所に送付いたします。

それ以外のところへ送付を希望するときは、「介護保険関連通知送付先変更依頼書」の提出が必要です。高齢介護グループまで相談ください。

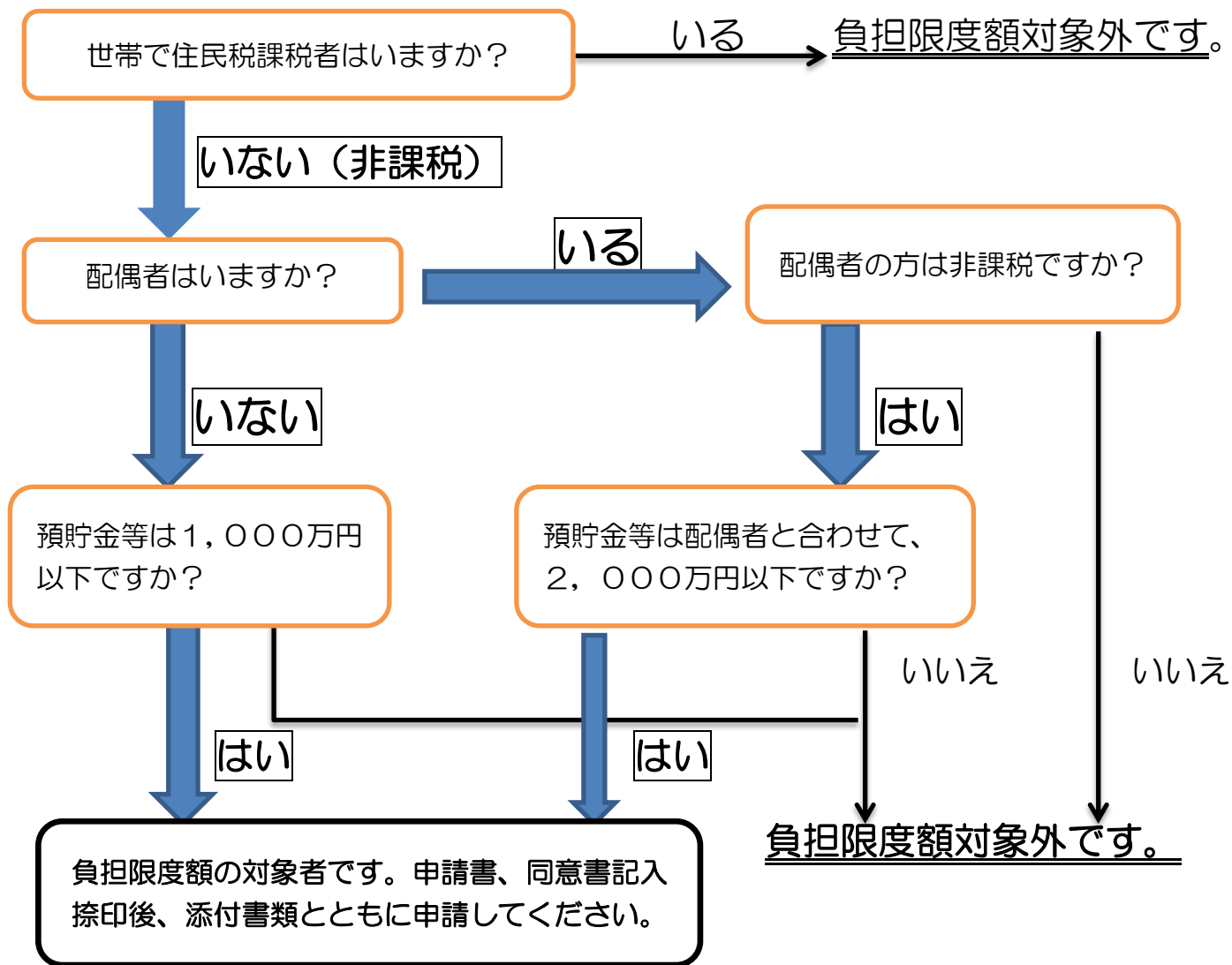
負担限度額の見直しについて

平成28年8月より、利用者負担段階の判定に用いる収入の中に、非課税年金（遺族年金と障がい年金）の収入も含めて判定することになります。このことにより、現在利用者負担段階が2段階の方でも、8月からは第3段階となる場合があります。

申請書に非課税年金を記入する欄がありますので、受給されている方は記入をお願いします。

対象要件については、昨年と同様、以下に記載している流れで判断します。

対象者判定の流れ～負担段階決定まで



利用者負担段階	対 象 者
第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者・生活保護等受給者
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が年額80万円以下の方
第3段階	第2段階以外の者